（総務企画部の所掌事務）

第二百二十九条　［略］

2　北海道経済産業局、東北経済産業局及び関東経済産業局の総務企画部は、前項に掲げる事務のほか、第二百三十四条各号に掲げる事務をつかさどる。

（地域経済部の所掌事務）

第二百三十条　［略］

2～4　［略］

5　中部経済産業局の地域経済部は、第一項の規定にかかわらず、同項第一号から第二十号（航空機、銃砲に関することに限る。）まで、第二十三号、第二十四号及び第三十一号から第三十六号までに掲げる事務のほか、次条第一項第一号及び第三号並びに第二百三十四条各号に掲げる事務をつかさどる。

6　［略］

7　四国経済産業局の地域経済部は、第一項に掲げる事務のほか、次条第一項第八号から第十号までに掲げる事務及び第二百三十四条第一号から第四号までに掲げる事務をつかさどる。

（産業部の所掌事務）

第二百三十一条　［略］

2～3　［略］

4　中国経済産業局の産業部は、第一項に掲げる事務のほか、第二百三十四条各号に掲げる事務をつかさどる。

5～6　［略］

7　近畿経済産業局の産業部は、第一項各号に掲げる事務のほか、前条第一項第二十号から第二十二号まで及び第二十五号から第三十一号までに掲げる事務をつかさどる。

8　四国経済産業局の産業部は、第一項の規定にかかわらず、同項第一号から第七号まで及び第十一号から第二十六号までに掲げる事務のほか、第二百三十四条第五号から第八号までに掲げる事務をつかさどる。

第二百三十三条　削除

（国際部の所掌事務）

第二百三十四条　［略］

一～四　［略］

五　輸出及び輸入の増進、改善及び調整に関すること。

（総務企画部の所掌事務）

第二百二十九条　［略］

2　北海道経済産業局、東北経済産業局及び関東経済産業局の総務企画部は、前項に掲げる事務のほか、第二百三十三条第一項各号及び第二百三十四条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

（地域経済部の所掌事務）

第二百三十条　［略］

2～4　［略］

5　中部経済産業局の地域経済部は、第一項の規定にかかわらず、同項第一号から第二十号（航空機、銃砲に関することに限る。）まで、第二十三号、第二十四号及び第三十一号から第三十六号までに掲げる事務のほか、次条第一項第一号及び第三号並びに第二百三十三条第一項各号及び第二百三十四条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

6　［略］

7　四国経済産業局の地域経済部は、第一項に掲げる事務のほか、次条第一項第八号から第十号までに掲げる事務及び第二百三十四条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

（産業部の所掌事務）

第二百三十一条　［略］

2～3　［略］

4　中国経済産業局の産業部は、第一項に掲げる事務のほか、第二百三十三条第一項各号及び第二百三十四条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

5～6　［略］

7　近畿経済産業局の産業部は、第一項各号に掲げる事務のほか、前条第一項第二十号から第二十二号まで及び第二十五号から第三十一号までに掲げる事務並びに第二百三十四条第一項第三号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。

8　四国経済産業局の産業部は、第一項の規定にかかわらず、同項第一号から第七号まで及び第十一号から第二十六号までに掲げる事務のほか、第二百三十三条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

（通商部の所掌事務）

第二百三十三条　通商部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　輸出及び輸入の増進、改善及び調整に関すること。

二　通商政策上の関税に関する事務その他の関税に関する事務のうち経済産業省の所掌に係るものに関すること。

三　通商に伴う外国為替の管理及び調整に関すること。

四　前三号に掲げるもののほか、通商に関すること（通商経済上の国際協力（経済協力を含む。）に関することを除く。）。

2　通商部は、前項各号に掲げる事務のほか、次条第一項第一号及び第二号に掲げる事務をつかさどる。

（国際部の所掌事務）

第二百三十四条　［略］

一～四　［略］

［新設］